

地方財政措置

地方財政措置

1 地方債制度

地方債制度については、平成18年度に地方分権一括法が施行されたことに伴い、許可制度から原則協議制度へと移行しました。

協議制度においては、市町村は総務大臣又は都道府県知事と協議を行うことにより、地方債を発行できることとなりました。ただし、地方財政法の規定により、実質収支の赤字額や実施公債費比率が一定水準以上の市町村が起債する場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

また、毎年度の地方債に係る同意の基準等は、総務省からの告示により定められることとなっています。

2 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債とは、「負担法」及び「暫定法」等の規定に基づき、地方公共団体が行う災害復旧事業、又は公共的団体である土地改良区等が行う農地・農業用施設の災害復旧事業に対して、地方公共団体が負担又は助成する場合において、国が補助する当該年度の災害復旧事業費に見合う地方負担額を基礎に許可される起債で、この補助災害復旧事業債は、当年発生分と過年発生分とに分類されます。

起債の対象となる事業は、「負担法」に基づく河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園に係る公共土木施設の災害復旧事業であって、1箇所の工事費が都道府県及び指定都市にあっては、120万円以上、市町村にあっては60万円以上のもの、「暫定法」に基づく農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業であって、1箇所の工事費が40万円以上のものです。これらの事業に対しては、国庫負担金又は国庫補助金が交付されますが、地方債の配分の基礎となるのは、国の負担又は補助の基礎となった事業費に見合う地方負担額（地方公共団体以外のものの負担に属する部分を除く）です。従って超過負担分或いはつぎ足し工事分は、起債の対象とはなりません。

なお、「負担法」及び「暫定法」等に基づき補助率の引上げが行われる

場合においては、普通率との差額が災害発生年度の翌年度以降において精算交付されることとなります。この場合当該年度分の地方負担額は、翌年度において交付される高率補助分を差し引いて地方債の対象となります。

(1) 起債の充当率

令和3年度の充当率は、「負担法」関係にあつては国庫補助残額の現年災分100%、過年災分おおむね90%、「暫定法」関係にあつては国庫補助残額の現年災分おおむね90%、過年災分おおむね80%の額とされています。「暫定法」関係の災害復旧事業は、その事業の性質上直接あるいは間接に私有財産の復旧又は改良につながるものと考えられ、いわゆる公共性の観点から公共土木施設等に比較して若干低位におかれているものです。なお、「暫定法」関係の災害復旧事業で、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は100%とすることが可能です。

(2) 償還費に対する地方交付税措置

災害復旧事業債の償還については、総務省が地方交付税法による普通交付税の配分の際、補助災害復旧事業債の償還に引き当てて財政支出した額(1,000円につき950円)は地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されます。つまり、毎年償還しなければならない元利合計額は、災害という不慮の財政支出ですから、このために地方財政を圧迫しないよう、政府が措置するものです。ただし、この配分される交付税も全額ではなく、元利償還金の95%が認められることとなっているので、残り5%は、地方公共団体が負担しなければなりません。

3 一般公共事業債

(1) 起債の充当率

地方公共団体が行う各種災害関連事業については、国が補助する当該年度の事業費に見合う地方負担額を基礎に一般公共事業債として起債が許可されており、国庫補助残額のおおむね90%の額が充当されます。

(2) 償還費に対する地方交付税措置

(1)により起債を許可された地方公共団体に対しては、毎年度起債額の一定割合(財源対策債等分50%)が起債償還のためにあてるものとして地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。

4 単独災害復旧事業債

(1) 起債の充当率

地方公共団体が各事業主体において単独事業として施行する農業用施設の災害復旧事業については、補助災害復旧事業の採択基準に満たない（1箇所の工事の費用が40万円未満）事業、国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業等について、単独災害復旧事業債として起債が許可されています。単独災害復旧事業債の充当率は、査定事業費のおおむね65%となっており、災害の発生した年度にその暦年分の総額を申請に基づいて決定し、これを2カ年度に分割した形で許可されることとなっています。

(2) 償還費に対する地方交付税措置

（1）により起債を許可された市町村は、毎年度起債額の47.5%から85.5%に相当する額が起債償還のためにあてるものとして、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。

- （注）1 起債額の決定等については、補助災害復旧事業債の項を参照。
2 農地については、激甚災害で工事費が40万円以上の場合に対象

5 農地等小災害復旧事業債

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業であって、「激甚災害法」の激甚災害として政令で指定された災害により、被害を受けた当該市町村が事業主体となって実施する小災害（1カ所の工事の費用が13万円以上40万円未満のものをいう）復旧事業は、「激甚災害法」（第24条）に基づき、その財源に充てるため発行が許可された地方債の元利償還に要する経費に対し、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。

(1) 起債許可の条件

農地等小災害債を起こすことのできる市町村は、その年に発生した「激甚災害法」第5条に規定する農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置を適用することとされた激甚災害のために、市町村の区域内で施行される農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業（「暫定法」第3条の規定によりその事業費を国が補助する補助災害復旧事業及び小災

害復旧事業の双方を含む。)の事業費の合計額が800万円を超える市町村であって、かつ、農地等小災害債の起債1件限度額を超える市町村となっています。

(令和3年度時点)起債の限度額	都道府県、指定都市	800万円
	人口30万人以上の市	400万円
	人口10万人以上の市	250万円
	人口5万人以上の市	150万円
	その他の市町村	80万円

(2) 起債の充当率

農地等の小災害復旧事業に対する起債の充当率は、一般被災地(激甚災害として指定された災害ですが、「暫定法」を適用したのちの地元負担額が1戸当たり2万円以下の市町村)にあつては、農地50%、農業用施設及び林道65%であり、被害激甚地(「暫定法」を適用したのちの地元負担額が1戸当たり2万円を超える市町村)にあつては、事業費の5分の3に相当する額については90%、残りの5分の2に相当する額については農地50%、農業用施設及び林道65%で、これを平均すると農地74%、農業用施設及び林道80%となっています。

農地等小災害債の発行が許可される市町村は、総務大臣が告示します。また、特に被害の激甚な地域に該当する被災市町村は、農地等の災害復旧事業に対する特別補助の対象となる地域として農林水産大臣が告示した地域につき総務大臣が告示します。

(3) 償還費に対する地方交付税措置

農地等小災害債の復旧進度は、なるべく災害発生の単年度で完了するよう措置されますが、農地等小災害債として発行を許可された市町村について毎年度、その起債に対する元利償還に要する経費に対し、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。これらの措置によって、実質的には「暫定法」の適用を受ける災害復旧事業に準じた助成と財政措置をしようとするものです。

(参考) 激甚災害法 第24条

(小災害債に係る元利償還金の基準財政要額への算入等)

第24条

1 省略

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの(以下この項に

において「被災市町村」という。)が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の100分の50、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の100分の65に相当する額の範囲内(被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については100分の90の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内)で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 }
4 } 省略

6 特別交付税

国の補助(負担)の対象となる災害復旧事業分及び災害関連事業分(現年災)については、次のとおり特別交付税として措置されます。

〔	都道府県・指定都市	：	事業費	×	1.5%
	市町村	：	事業費	×	3.0%

(参考1) 地方財政法(昭和23年7月7日法律第109号)

(地方債の制限)

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（地方債の協議等）

第5条の3 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第5号の規定に基づく政令で定める数値以上のものを除く。第5項及び第6項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この条において「特定公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（特定公的資金をもつて起こすことについて、第1項の規定による協議において同意を得、又は次条第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは同法第13条第1項に規定する許可を得た地方債の資金を変更し、第7項に規定する公的資金以外の資金をもつて地方債を起こそうとする場合を除く。）には、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値
- 二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額
- 三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第2号に規定する連結実質赤字比率
- 四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第4号に規定する将来負担比率
- 5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第3項の規定にかかわらず、第1項の規定による協議をしなければならない。

- 一 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第2項又は第3項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、第6条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの
- 6 協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第3項の規定により第1項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。
 - 一 第一項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金
 - 二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債 当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金
- 8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。
- 9 地方公共団体が、第1項の規定による協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長におい

て特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合には、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議における同意並びに次条第1項及び第3項から第5項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第13条第1項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第7項各号に掲げる地方債並びに次条第1項及び第3項から第5項まで並びに同法第13条第1項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費)

第10条の3 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- 五 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- 六 公営住宅の災害復旧に要する経費
- 七 学校の災害復旧に要する経費
- 八 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
- 九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

(国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定)

第11条 第10条から第10条の3までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。

(参考2) 令和3年度地方債同意等基準

第一 総括的事項

省略

第二 協議団体に係る同意基準

一 一般的同意基準

省略

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）

(一) 一般会計債

(1)～(3) 略

(4) 災害復旧事業

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）

(ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条の規定に基づき国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業

(イ)～(イ) 略

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項の

規定に基づく歳入欠かん債及び災害対策債

ウ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第24条第1項及び第2項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業

エ 地方公営企業災害復旧事業

オ 公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業

カ 一般の単独災害復旧事業（公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち、アの対象とならなかったもので、イからオまでに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

(5)～(11) 略

(二)～(八) 略

2 東日本大震災分（復旧・復興事業） 略

三 早期協議手続に関する事項 略

第三～五 略

（参考3）令和3年度地方債同意等基準運用要綱

第一 協議等手続に関する事項

令和3年度における地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるため、令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号。以下「同意等基準」という。）に基づき、令和3年度地方債計画（令和3年総務省告示第148号）で予定している地方債についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）における同意又は許可（以下「同意等」という。）に係る手続きについては、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

1 地方債の同意等額については、原則として、同意等基準において協議等手続が適用される事業区分の対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第20条第4項の規定に基づき定める令和3年度地方債充当率（令和3年総務省告示第149号）に掲げる充当率を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。

(1) 「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業

において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。

- (2) 「起債対象事業費」とは、地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額をいうものであること。なお、公共施設及び公用施設に付随するものの工事に要する経費のほか、次のような経費も対象となるものであること。

ア 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分的な機能を有するものの購入費

ただし、原則として一品当たりの取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものを対象とするものであること。

イ 建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。）

- (3) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものは概ね適正な範囲内の事務費として取扱うものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによることも差し支えないものであること。

ア 平成22年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(ア) 新規事業（平成22年度に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については全体事業費の5.0%以内の額

(イ) 継続事業（(ア)以外の事業）については廃止前の補助基準に定められていた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ ア以外の補助事業においては、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費

ウ 単独事業

- (ア) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の2.75%以内の額
- (イ) (ア)以外の事務費については全体事業費の2.75%以内の額
- (ウ) 水道事業、港湾整備事業、下水道事業にあつては、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6.0%以内の額
- (エ) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額
- (オ) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

2～13 略

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

協議等手続の対象となる事業区分（通常収支分）の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第1の1の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

(一) 一般会計債

(1)、～(3) 省略

(4) 災害復旧事業

ア 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第3項における総務大臣が指定する地方公共団体は、著しく異常かつ激甚な非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第1号の徴収金の減免の額と同項第2号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの額（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項から第3項までに規定する救助が行われた市町村は、当該災害に係る当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものを含む。）との合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額の100分の5に相当する額を超えるものとする。

イ 一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設（原則として、地方公共団体及び公共的団体（鉄道に係る事業については、地財法第5条第5号の政令で定める法人を含む。）

が所有し、管理するものに限る。以下同じ。)及び公用施設を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

エ 農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に基づき指定された災害に係る農地であって、同法第5条の措置が適用されたもののうち一箇所の工事の費用が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項に掲げる額以上のものについては、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

オ 現年の災害復旧事業については、前年度の1月1日以降に発生した災害を対象とするものであること。

カ 過年の充当率を現年と同率とする著しく異常かつ激甚な非常災害等とは、既存の災害復旧制度の適用に加えて、特別の立法措置又は特別の予算措置等が広範に講じられるものであり、かつ、災害発生年の翌年度予算の編成時点において、災害復旧事業費の多くが確定できない状況にある災害をいうものであること。

(5)～(10) 略

(二)～(七) 略

2 東日本大震災分（復旧・復興事業） 略

第二～五 略

【別紙1～3】 略

(参考4) 災害復旧事業等充当率一覧表(令和3年度)

区分	対象施設	記載充当率(%)		元利償還金に地摺る地方交付税等の措置(基準財政需要額算入率(%))	備考	
		現年	過年			
災害復旧事業債	補助災害	農地・農林漁業施設	90	80	95	注1:農地等小災害は、1箇所の事業費が13万以上40万円未満の激甚災害で事業費の合計額が800万円を超え、かつ農地等小災害債の起債1件限度額を超える市町村が対象となる。 注2:災害関連事業のうち、印については、地方債、事業費補正の充当残が農業行政費等の単位費用に含まれる。 注3:補助災害、直轄災害、災害関連(農地災害関連区画、農村生活環境、鉍毒対策は除く。)の現年災分については、特別交付税の対象となっている。
		公共土木施設等	100	90		
	単独災害	農林漁業施設	65		47.5~85.5[財政力補正]	
		公共土木施設等	100			
	農地等小災害	農地 1戸当たり2万円以下	50		100	
		〃 超	74			
	農林業施設	1戸当たり2万円以下	65			
		〃 超	80			
公共土木施設等小災害	公共土木施設等	100		66.5~95.0[財政力補正]		
直轄災害	農業用施設		90	80	95	
	地すべり防止施設		100	90		
災害関連(公営企業債)	集落排水施設	100			50(特別交付税)	
公共事業等債	災害関連 上段:財源対策債分 下段:本来分	農業用施設 ため池 農地災害関連 } 海岸保全施設	40	40	50	
			50	50	0	
			40	40	50	
		50	5	0		
		地すべり防止施設	40	40	50	
			50	50	0	
	災害関連緊急地すべり 直轄災害関連緊急地すべり } 災害関連緊急大規模漂 着流木等処理対策	10	-	50		
		80	-	57		
	鉍毒対策	40		50		
		50		0		